



愛媛県報

発行 愛 媛 県

平成23年3月18日金曜日 第2251号外2

◇ 目 次 ◇ 規 則

審議会、審査会等の委員その他これに準ずる者の報酬に関する規則の一部を改正する規則..... 1

愛媛県農林水産研究所使用規則の一部を改正する規則..... 1

愛媛県定住圏基幹道路の整備に関する条例施行規則を廃止する規則..... 2

告 示

愛媛県行政改革・地方分権推進委員会規程..... 3

愛媛県水産振興協議会規程の廃止..... 3

公営企業管理規程

愛媛県企業職員の給与の特例に関する管理規程の一部を改正する管理規程..... 3

規 則

○愛媛県規則第5号

審議会、審査会等の委員その他これに準ずる者の報酬に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年3月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

審議会、審査会等の委員その他これに準ずる者の報酬に関する規則の一部を改正する規則

審議会、審査会等の委員その他これに準ずる者の報酬に関する規則（昭和28年愛媛県規則第62号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表（第2条関係）	別表（第2条関係）
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 省略 愛媛県固定資産評価審議会委員 <u>愛媛県行政改革・地方分権推進委員会委員</u> 省略 省略 省略 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 省略 愛媛県固定資産評価審議会委員 省略 <u>愛媛県水産振興協議会委員</u> 省略 <u>愛媛県教職員健康審査委員会委員</u> <u>県立病院運営審議会委員</u> 省略 </div>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県規則第6号

愛媛県農林水産研究所使用規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年3月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県農林水産研究所使用規則の一部を改正する規則

愛媛県農林水産研究所使用規則（昭和38年愛媛県規則第58号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後

改 正 前

(趣旨)

第1条 この規則は、愛媛県農林水産研究所(以下「研究所」という。)への分析、試験、鑑定、測定及び検査(以下「分析等」という。)の依頼、研究所林業研究センター(以下「林業研究センター」という。)が行う研修(以下「林業研修」という。)の受講並びに研究所の施設の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(分析等の結果の表示)

第20条 何人も、分析等を受けた供試品について、広告、掲示、印刷物、容器、包装等に、研究所の分析済み、試験済み、鑑定済み、測定済み又は検査済みその他これらに類する文字を使用しようとする場合は、あらかじめ研究所長の承認を受け、かつ、分析等成績書の全文を表示しなければならない。

別表(第17条関係)

1 分析等に係る使用料

Table with 4 columns: 種別, 細別, 単位, 金額. Rows include '省略', '造林用苗木の品種分析', and '養殖水産動植物の伝染性疾病検査' with a unit of '1件につき' and amount of '80,000円'.

2 省略

様式第5号(第19条、第20条関係) 分析等成績書

Form for '分析等成績書' with fields for '省略', '分析(試験・鑑定・測定・検査)の内容', and a section for 'この成績は、年月日本研究所に依頼された供試品について行つた分析(試験・鑑定・測定・検査)の結果である。' followed by '省略'.

注 省略

(趣旨)

第1条 この規則は、愛媛県農林水産研究所(以下「研究所」という。)への分析、試験、鑑定及び測定(以下「分析等」という。)の依頼、研究所林業研究センター(以下「林業研究センター」という。)が行う研修(以下「林業研修」という。)の受講並びに研究所の施設の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(分析等の結果の表示)

第20条 何人も、分析等を受けた供試品について、広告、掲示、印刷物、容器、包装等に、研究所の分析済み、試験済み、鑑定済み又は測定済み(以下「分析等」という。)その他これらに類する文字を使用しようとする場合は、あらかじめ研究所長の承認を受け、かつ、分析等成績書の全文を表示しなければならない。

別表(第17条関係)

1 分析等に係る使用料

Table with 4 columns: 種別, 細別, 単位, 金額. Rows include '省略' and '造林用苗木の品種分析'.

2 省略

様式第5号(第19条、第20条関係) 分析等成績書

Form for '分析等成績書' with fields for '省略', '分析(試験・鑑定・測定)の内容', and a section for 'この成績は、年月日本研究所に依頼された供試品について行つた分析(試験・鑑定・測定)の結果である。' followed by '省略'.

注 省略

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第7号

愛媛県定住圏基幹道路の整備に関する条例施行規則を廃止する規則を次のように定める。

平成23年3月18日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県定住圏基幹道路の整備に関する条例施行規則を廃止する規則

愛媛県定住圏基幹道路の整備に関する条例施行規則(昭和54年愛媛県規則第84号)は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第376号

愛媛県行政改革・地方分権推進委員会規程を次のように定める。
平成23年 3月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県行政改革・地方分権推進委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、愛媛県執行機関の附属機関設置条例(昭和27年愛媛県条例第54号)第5条の規定に基づき、愛媛県行政改革・地方分権推進委員会(以下「委員会」という。)の構成、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員会の委員は、県政について優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第3条 委員会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(参考人)

第5条 会長は、委員会の議事について意見を聴くため、特に必要があると認めるときは、参考人を招請することができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務部新行政推進局行政システム改革課において処理する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

○愛媛県告示第377号

愛媛県水産振興協議会規程(昭和37年8月愛媛県告示第631号)は、告示の日限り廃止する。

平成23年 3月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

公営企業管理規程

○愛媛県公営企業管理規程第1号

愛媛県企業職員の給与の特例に関する管理規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成23年 3月18日

愛媛県公営企業管理者 三 好 大三郎

愛媛県企業職員の給与の特例に関する管理規程の一部を改正する管理規程

愛媛県企業職員の給与の特例に関する管理規程(平成18年愛媛県公営企業管理規程第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p>(この管理規程の失効)</p> <p>2 この管理規程は、<u>平成24年 3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p>附 則</p> <p>(この管理規程の失効)</p> <p>2 この管理規程は、<u>平成23年 3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>

附 則

この管理規程は、公布の日から施行する。